



# 鳥取県公報

平成14年9月3日(火)  
第7414号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (467) (経済交流課) ..... 1
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (468) (耕地課) ..... 3
選管告示	選挙人名簿登録者数に係る地方自治法等の一部を改正する法律附則第2条に 規定する数 (68) ..... 3
公 告	平成14年度後期技能検定の実施 (労働雇用課) ..... 4
	砂利採取業務主任者試験の実施 (河川砂防課) ..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第467号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム鳥取店FCウシオ  
鳥取市古海590ほか

#### 2 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	カインズホーム	午前8時～午後8時
	ケーズデンキ	午前10時～午後4時
	イエローハット	午前10時～午後5時
	丸合	午前7時～午後5時
	エース	午前9時～午後10時
	ユニクロ	午前8時～午後5時
変更後	カインズホーム	午前8時～午後6時
	ケーズデンキ	午前10時～午後4時
	イエローハット	午前10時～午後5時
	丸合	午前7時～午後5時
	エース	午前9時～午後10時

ユニクロ 午前8時～午後5時

## 3 変更年月日

平成14年8月16日

## 4 届出年月日

平成14年8月16日

## 5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市  
鳥取市二階町一丁目218

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ウシオ 代表取締役 潮 巽市 鳥取市二階町一丁目218  
株式会社あさひ 代表取締役 中重俊二 広島県三次市十日市東六丁目3 - 33  
株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林哲郎 米子市東福原六丁目12 - 40  
丸美惣菜株式会社 代表取締役 井田昭雄 米子市東福原六丁目12 - 40  
有限会社リビングストアー 代表取締役 梅林英之 米子市東福原六丁目12 - 40  
有限会社あみはま薬局 代表取締役 網浜 博 鳥取市今町一丁目101  
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井 正 山口市大字宇佐山717 - 1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,996㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 1,008台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 収容台数 26台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 面積 476.7㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり  
(イ) 容量 263.058㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

カインズホーム 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時  
ケーズデンキ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
イエローハット 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時  
丸合 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
エース 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
ユニクロ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 6か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成14年9月3日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第468号**

鹿野町が行う土地改良事業に係る木梨地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年9月4日から20日間

3 縦覧に供する場所

鹿野町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第68号**

鳥取県内における地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）の施行前の直近の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿に登録されている者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は148,382であるので、同法附則第2

条の規定により告示する。

平成14年9月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

## 公 告

平成14年度後期技能検定を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 検定を実施する等級別の職種（作業）

#### （1）特級

金属熱処理  
機械加工  
金属プレス加工  
めっき  
仕上げ  
機械検査  
機械保全  
電子機器組立て  
電気機器組立て  
空気圧装置組立て  
建設機械整備  
紳士服製造  
プラスチック成形

#### （2）1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）  
金型製作（プレス金型製作作業、プラスチック成形用金型製作作業）  
工場板金（機械板金作業）  
ローブ加工（ローブ加工作業）  
機械検査（機械検査作業）  
機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）  
電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）  
プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
油圧装置調整（油圧装置調整作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）

冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）  
紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）  
和裁（和服製作作業）  
石材施工（石材加工作業、石積み作業）  
パン製造（パン製造作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業）  
ガラス施工（ガラス工事作業）  
テクニカルイラストレーション（立体図作成作業、立体図仕上げ作業）  
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）  
塗装（鋼橋塗装作業）  
建築図面製作（建築製図CAD作業）  
鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）  
プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）

(4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）  
樹脂接着剤注入施工（エポキシ樹脂注入工事作業）

2 検定の方法

検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成14年11月29日（金）から平成15年2月23日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 問題の公表

実技試験問題は、平成14年11月22日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

平成15年2月9日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、ガラス施工、配管、型枠施工及び鉄筋施工	平成15年2月2日(日)
さく井、金型製作、工場板金、ロープ加工、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、塗装、建築図面製作及び鉄道車両製造・整備	平成15年2月9日(日)
半導体製品製造、プリント配線板製造、和裁、テクニカルイラストレーション及び機械保全	平成15年2月16日(日)

## (ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
機械検査及び配管	平成15年2月2日(日)
プリント配線板製造及びテクニカルイラストレーション	平成15年2月16日(日)

## (エ) 単一等級

職 種	実 施 期 日
樹脂接着剤注入施工	平成15年2月9日(日)
電子回路接続	平成15年2月16日(日)

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

## ア 特級

15,700円

## イ 1級及び2級

職 種	手 数 料
下記以外の職種	15,700円
機械検査及び婦人子供服製造	13,000円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び建築図面製作	11,500円

## ウ 3級

職 種	手 数 料	
	在 校 生	在校生以外
プリント配線板製造及び配管	10,500円	15,700円
機械検査	8,700円	13,000円
テクニカルイラストレーション	7,700円	11,500円

## エ 単一等級

15,700円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会  
住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階  
電話 0857 - 22 - 3494

## (3) 受付期間

平成14年10月1日 (火) から同月11日 (金) まで (ただし、10月5日 (土) 及び同月6日 (日) を除く。)  
なお、郵送による場合は、平成14年10月11日 (金) までの消印のあるものに限り、受け付ける。

## (4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種についても、受け付ける。
- エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
- オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
- カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格者の発表等

## (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成15年3月25日付けの鳥取県公報で公告する。

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成15年3月25日付けの書面で通知する。

## (3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県職業能力開発協会 (電話0857 - 22 - 3494) 又は鳥取県商工労働部労働雇用課 (電話0857 - 26 - 7222) に問い合わせること。

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定により、平成14年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成14年9月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成14年11月8日 (金) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	2 時間

### 3 受験申込手続

次の書類を平成14年9月10日(火)から同年10月7日(月)までの間に住所地を管轄する地方県土整備局又は日野総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成14年10月7日(月)までの消印のあるものに限り有効とする。また、受験願書は、各地方県土整備局及び日野総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

#### (1) 受験願書

(2) 写真(手札型(8.0×11.0センチメートル)とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)

### 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 7,600円

#### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は日野総合事務所県土整備局に問い合わせること。